

# 来秋「信楽陶芸トリエンナーレ」を開催

やきもの文化を世界へ発信

市が認定を受けている経済振興特区事業の一環として、来秋「信楽陶芸トリエンナーレ」を開催します。トリエンナーレを通じて、信楽焼を核に、陶芸・産業・観光などの分野で国際的に拓かれたまちづくりをめざします。

1月22日には第1回の実行委員会が開催されました。今後、実行委員会では、来年10月の開催に向けて詳細なイベント内容が決定されます。

## 信楽陶芸トリエンナーレの概要

事業名称／信楽陶芸トリエンナーレ  
開催期間／平成22年10月1日（金）～  
11月23日（火・祝） 54日間  
会場／滋賀県立陶芸の森、MIHO美術館、  
まちなか 他

催し／

- ① 戦略的の事業（実行委員会を中心に「オール甲賀市」で取り組む事業）  
信楽陶芸展、コンペ企画展、日本六古窯サミットin甲賀 など
- ② 市民参加事業（市民、団体、信楽ファンが手作りで行う事業）

まちなか作品展示、まちあるき、食べ歩き、陶器市 など

- ③ 協賛事業（市内の美術館等が独自に行う事業）  
陶芸の森企画展、MIHO美術館企画展、伝統産業会館企画展 など
- ④ 記念事業（オープニングやクロージングなどの記念事業）

## 今春にはプレトリエンナーレを開催

今年の4月3日（金）から8月26日（水）まで、左記③事業を中心に「プレトリエンナーレ」として、「信楽ACT」「窯元散策路の仲間たち展」「春の信楽アートな歩き方」「まちなかアート2009」などのまちなか周遊イベントが次々に開催されます。市民の皆さんのご協力をお願いします。

※トリエンナーレ…3年に一度開催される芸術祭

## 問い合わせ

「信楽陶芸トリエンナーレ実行委員会事務局」  
商工観光課 特区推進室  
☎ 65-0707 ☎ 63-4087

## 軽自動車等の廃車・名義変更 手続きをお忘れなく

平成21年度軽自動車税は、原動機付自転車、軽四輪、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（これらを軽自動車等と呼びます）に対して、平成21年4月1日現在の所有者に課税されます。平成21年4月2日以降に廃車の手続きをされても、平成21年度の軽自動車税は課税されます。

「古くなって乗っていない」「他人に売った」「所有者が亡くなった」「家族の中で所有者が変わった」という場合は、廃車の手続き、名義変更の手続きを必ず賦課期日である平成21年4月1日までに行ってください。手続きを行わないとトラブルの原因になりますのでご注意ください。

なお、車種によって手続きをしていただく場所や必要書類が異なります。手続きをされる場所で事前にご確認いただきますようお願いいたします。

また、盗難にあった場合は警察署に盗難届を提出し、盗難届出証明書を持参し廃車の手続きを行ってください。

取り扱い車種	手続きの場所
三輪、四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 滋賀事務所 守山市木浜町2298-3 (☎ 077-585-7103 ☎ 077-58-7153)
軽二輪（125cc超250cc以下） 及び二輪の小型自動車（250cc超）	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298-5 (☎ 050-5540-2064 ☎ 077-584-2079) この番号の後、026を押すとオペレーターにつながります
原動機付自転車（125cc以下のバイクなど）及び小型特殊自動車（農耕作業用のものなど）	水口庁舎市民課 (☎ 62-4272 ☎ 65-6338) 土山支所地域窓口課 (☎ 66-1101 ☎ 66-1564) 甲賀支所地域窓口課 (☎ 88-4101 ☎ 88-3104) 甲南支所地域窓口課 (☎ 86-8011 ☎ 86-8029) 信楽支所地域窓口課 (☎ 82-8065 ☎ 82-0165) ※ナンバープレート・印鑑をご持参ください。



問い合わせ 税務課 市民税係 ☎ 65-0679 ☎ 63-4574